

令和2年度第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

令和2年8月24日（月）午後2時～午後4時

2 場所

岡崎市役所西庁舎7階704号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 深津有香 都築真琴

4 欠席委員

川畑博昭

5 説明のために出席した職氏名

市民税副課長：谷端健司 同係長：神谷朋英 同主査：鈴木希望

納税課係長：寄田泰弘

情報政策課係長：高平祐輔、水越佑一郎

6 審査会事務局職員

総務文書課長：中根敏裕 同副課長：野々山浩司 同係長：森聡子 同主事：入江雅志、櫻木百香

7 議題

- (1) 会長の選出及び職務代理者の指名
- (2) 特定個人情報保護評価（個人住民税に関する事務）の審議
- (3) 令和元年度情報公開・個人情報保護条例の実施報告について
- (4) 個人情報の目的外提供の報告（中消防署）の経過報告

8 議事（要旨）

（事務局：中根）

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、令和2年7月1日の任期開始後、初めての審査会となります。本日、出席されている方は、山崎浩司様、櫻井敬子様、深津有香様、都築真琴様です。なお、川畑博昭様につきましては、都合により本日御欠席されております。皆様、引き続き委員をお受けくださりありがとうございます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、大変恐縮ではございますが、今回、委嘱状につきましては、事前に席上に配布させていただいております。御確認くださいますようお願いいたします。続きまして、総務部長から御挨拶を申し上げます。

（総務部長：鈴木）

本日は、お忙しい中御出席賜り、ありがとうございます。

皆様方には、本市の情報公開・個人情報保護審査会の委員の就任を、御快諾いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。情報化の進展により、個人情報保護につい

ての市民の意識が高まっている中、個人情報保護における適正な判断というものが、より一層求められています。

本審査会は、情報公開・個人情報保護に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて審議し、実施機関に意見を述べることを目的として、平成12年7月に設置された重要な審査会でございます。

長年、皆様を始めとする委員の方々から、豊かな御経験と卓越した識見により、御意見をいただいております。皆様には、大変お忙しい中、恐縮でございますが、本市の情報公開、個人情報保護の両制度の適正な運用につきまして、今後とも、御意見、お力添えをくださいますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

(事務局：中根)

ありがとうございました。部長はこの後、公務がありますので失礼させていただきます。それでは、令和2年度第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催したいと思います。本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条の規定によりまして、公開とさせていただきます。

それでは、本日の議事に入ります。令和2年7月1日の任期開始後、初めての審査会開催となりますが、会長が決まっておりませんので、事務局で取回しをさせていただきます。まず会長の選出ですが、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定により、会長の選出を委員の皆様の互選によりお願いしたいと存じます。いかがいたしましょうか。

(深津委員)

山崎委員が良いと思います。

(事務局：中根)

ただいま深津委員から「山崎委員を推薦する」という御意見がありましたが、他に御意見がなければお諮りいたします。会長を山崎委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

(櫻井委員・深津委員・都築委員)

はい。

(事務局：中根)

ありがとうございます。それでは、「御異議なし」ということでございますので、山崎委員に本審査会の会長をお願いいたします。それでは、会長就任のごあいさつをお願いいたします。

(山崎会長)

ただいま推薦によりまして、会長に御指名を受けました山崎でございます。情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に沿った審査会の運営をしていきたいと思っております。これから2年間、委員の皆様と審査会の運営をさせていただくわけですが、皆様の御協力、御指導を心からお願い申し上げます。冒頭のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いたします。

(事務局：中根)

ありがとうございました。それでは、今後の議事の取回しを会長にお願いいたします。

(山崎会長)

それでは、職務代理の指名を行います。審査会規則第2条第3項の規定によりまして、会長である私があらかじめ、職務代理を指名することになっておりますので、櫻井委員を指名させていただきたいと思っております。御承諾いただけますでしょうか。

(櫻井委員)

はい。

(山崎会長)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは本日の議事に入ります。

本日の審議内容は、「個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議です。事務局から特定個人情報保護評価の審議の概要について説明があります。その後、担当課から説明してもらいます。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局：森)

本日は、個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価書について、前回の公表日の平成27年9月14日から5年を過ぎようとしているため、特定個人情報保護評価に関する規則・指針により、評価の再実施を行い、審査会で点検を行っていただきます。5年前の平成27年に審査会で点検を行っていただきましたが、5年前のことですので、御承知いただいている部分もあるかもしれませんが、特定個人情報保護評価について簡単に説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。「1 特定個人情報保護評価の概要」です。特定個人情報というのは、マイナンバーを含む個人情報をいいます。特定個人情報を保有する事務については、保有する実施機関が特定個人情報保護評価を実施することになっています。

特定個人情報保護評価の「(1)目的」ですが、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民、住民の信頼確保するために特定個人情報保護評価を行います。具体的には、特定個人情報ファイルを保有する者（例えば「岡崎市長」）が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずることを自ら宣言する一連の手続のことを特定個人情報保護評価といいます。

本日の審査会では、「個人住民税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書に対する第三者点検を行っていただきます。特定個人情報保護評価は、「しきい値」によって、作成する評価書の種類が異なります。資料2の2頁の「しきい値判断フロー図」を御覧ください。「START」を見ていただくと「対象人数は何人か」とあります。人数によって、全項目評価や重点項目評価に振り分けられます。本日点検していただく「個人住民税に関する事務」は、対象人数が、30万人以上ですので、全項目評価の対象となります。

資料2の1頁に戻っていただいて、「(3)保護評価実施の流れ」は、全項目評価書を作成しなければならない対象人数が30万人以上の事務の保護評価実施の流れになります。まず、審査の観点における主な考慮事項を参考に評価書の点検を担当部署が行います。その後、パブリックコメントを行い、審査会での第三者点検を経て、公表という流れになります。

今回の評価書については、市のホームページでパブリックコメントを令和2年7月6日から8月6日まで行いましたが、意見は特にありませんでした。

次に、本日行っていただく第三者点検について説明します。審査会の第三者点検では、全項目評価書に対し、「適合性」及び「妥当性」の点から審査項目に従って点検を行っていただきます。具体的には、資料2の2頁には「適合性」についてア～カの6項目、3頁に「妥当性」についてア～カの6項目あります。

これらをさらに細分化したものが、資料5にあります。これは、国の特定個人情報保護委員会が第三者点検における審査項目についての考慮事項を示したものです。本日の第三者点検においては、この審査項目と考慮事項について点検をしていただくということになります。

資料7を御覧ください。審査の観点における考慮内容が列記してあり、それに対する岡崎市の回答が記載してあります。

この後の担当課からの説明をお聞きいただき、国が示す「審査の観点における主な考慮事項」の項目に基づき、「適切な時期に、適切な方法で実施をしているか」などの「適合性」、それから、「記載内容を具体的に記載しているか」、「記載しているリスク対策は、特定個人情報の目的に照らし妥当なものか」などの「妥当性」の観点から、点検をしていただき、御意見をいただければと思っております。以上が、特定個人情報保護評価の流れになります。

後ほど、説明をさせていただきますが、皆様への配付後に資料の誤りがわかりました。訂正後の資料6・7・9を配布させていただきます。私の方からは以上です。

(山崎会長)

各委員の方から、御質問等はございませんか。それでは、「個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議に入りたいと思います。本日は、市民税課、納税課、情報政策課が来ております。説明をお願いします。

(市民税課：谷端副課長)

市民税課副課長の谷端と申します。よろしくお願ひいたします。「個人住民税に関する事務」においては、平成28年よりいわゆるマイナンバーを使用して事務を行っております。それに先立ち平成27年に「特定個人情報保護評価書」を作成し、公表いたしました。その公表から5年以内に再度評価を実施する必要があることから、今回、再評価を行った評価書を作成いたしましたところでございます。

これは、個人のプライバシーなどの権利などに与える影響を予測した上で、漏えいなどを発生させるリスクを分析し、それを軽減するための適切な措置を講じることを定めたものです。平成27年の評価書から主に変更した点は、例えばセキュリティ対策を追加したり、説明をわかりやすく変更したり、といったところでございます。

市民の信頼を得るに足る評価書となっているかと思っておりますが、審査会での御意見を賜わりたいと存じます。

「個人住民税に関する事務」で取り扱う特定個人情報ファイルは3つございます。1つめの「課税情報ファイル」は、市民税課の賦課事務で取り扱うもの、「収納情報ファイル」、「滞納情報ファイル」の2つにつきましては、納税課の徴収事務で取り扱うものでございまして、2課で

担当している事務について、評価書を作成しております。詳細な内容につきましては、市民税課の鈴木主査から説明させていただきます。

(市民税課：鈴木主査)

市民税課の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

私の方からは、個人住民税に関する事務の概要や、リスク対策、審査の観点における考慮内容に対する岡崎市の回答、また前回の評価書から変更した主な点につきまして、説明いたします。使用する資料は、事前にお配りさせていただいた横向きの「資料6」、「資料7」を主に御覧いただきながら、説明させていただきます。

まず、「資料6」を御覧ください。表紙をめくっていただき、1ページでございます、事務の概要についてです。こちらを図式化したものが次の2ページでございますので、併せて御覧ください。岡崎市では、課税の業務を市民税課で、収納と滞納の管理を納税課で事務を行っております。

それでは、図を用いて説明させていただきます。図では右上にあります、アについてです。その年の1月1日に岡崎市の住民である、約39万人のかたが課税の対象となるため、その情報を市民課から提供を受け、課税の準備をします。

そして、図ではイが左側にありますが、納税者である住民や、給与や年金などを支払った事業者から申告書や支払報告書を受領します。

次はその下の、ウについてです。イで受領した資料をもとに、個人住民税額を決定し、納税通知書を送付します。まずはここまでが、市民税課の担当部分でございます。

次に、その下のエ・オです。こちらが、納税課の担当となります。ウの納税通知に対し、納付のないかたにつきまして、督促を行い、さらにそれでも納付がない場合、滞納処分を行います。そして右側の、カについてです。ウの段階で決定した個人住民税の情報は、税情報を利用することが法令等で定められている業務にも必要となるため、情報を提供、移転します。「提供」とは、個人情報保護評価の同じ実施機関以外の団体へデータを送付する際に使うもので、「移転」は同じ実施機関内へデータを送付する際に使う言葉となっています。

以上が、個人住民税事務についての概要でございます。

次に、3ページを御覧ください。

先ほど説明させていただきました、個人住民税の事務に対応し、3つの特定個人情報ファイルを保持します。

4ページの図も併せて御覧ください。こちらの図は、先ほど2ページにございました「事務の概要」の図に加えて、システムが事務にどのように関わってくるかということ、また、保持するファイルも示しております。システムの部分は緑色になっており、まる何番というものです。まるの番号は、「資料9」の、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の4ページから12ページに記載しております特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、使用するシステムの番号でございます。ファイルについては、赤字としております。

1つめの「課税情報ファイル」は、課税内容を記録したファイルです。1月1日現在の住民情報や、受領した資料により入手し、適正かつ公平な課税事務を効率的に行うために使用します。そのファイルは、システムの保守や、納税通知書の印刷などの業務を委託し、また、税情報を利用する業務や機関に対し、情報を提供・移転します。このファイルは委託先で適切に保管した上で、不要なデータは速やかに消去します。

2つめの「収納情報ファイル」は、課税内容に対応する収納情報を記録したものです。課税情報ファイルをもとに入手し、収納、還付、充当、督促等の事務に使用します。システムの保守業務として委託し、1つめのファイルと同様、適切な保管と消去を行います。

3つめの「滞納情報ファイル」は、滞納整理状況等を記録したファイルです。収納情報ファイルから入手し、滞納整理を適切に管理するために使用します。システムの保守業務として委託し、また、法令上必要な業務や機関へ滞納情報を提供・移転します。1つめ、2つめと同様に、適切な保管と消去を行います。

以上が、個人住民税の事務に使用する3つのファイルの説明でございます。

次に、5ページ、6ページに、特定個人情報を用いて本事務を行うことによって生じるリスクへの対策について、主な事項を記載しておりますので、御覧ください。

特定個人情報を入手したり、使用したりすることで、想定される様々なリスクを低減する対策で、8つ列挙させていただきました。順番に説明いたします。

1つめは情報を入手する際の対策です。情報を入手する元となる申告書は、様式が定められており、不必要な情報は入手できなくなっております。

2つめは、情報の使用に際しての対策です。情報を管理するシステムへのアクセス自体が、職員のICカードとパスワードが必要となり、また職員ごとに利用可能な機能を制限しています。また、システムの操作ログを記録しています。

3つめは、委託する情報ファイルの取扱への対策です。個人情報の取扱いについては、取扱区域の特定、個人情報の保管方法、個人情報の持出し等を規定した「個人情報取扱特記事項（マイナンバー編）」を契約書に添付し、契約を取り交しています。

4つめは、情報の提供及び移転を行う際の対策です。提供日や提供先、内容を記録し、定期的にチェックしています。

次に、6ページを御覧ください。

5つめは、情報提供ネットワークシステムとの接続により、不正な情報提供・移転が行われないようにする対策です。情報提供ネットワークシステムとは、マイナンバー制度に基づき、総務大臣が管理するシステムです。このシステムにより、申請者が窓口で提出する添付書類を省略でき、手続きが簡素化されるものです。例えば、従来は、児童手当を受給する際、所得制限があるため、所得証明書を取り寄せて、市役所などへ提出する必要がありました。しかし、このシステムを使うことで、所得証明書を提出しなくても、市役所などが所得を把握できるようになりました。

各行政機関の間で個人情報やり取りされる際に、その情報が各機関の中間サーバーというシステムに移行し、マイナンバーに代わる「符号」というものが、情報提供ネットワークにより振り出されます。

この符号は、機関別に振り出されるものであり、例えばAさんの日本年金機構の「符号」と岡崎市での「符号」は異なります。この異なる「符号」が情報提供ネットワークシステムで変換・紐付けされることにより、情報連携が行われます。

また、システム間の連携は、限られた範囲内での暗号化通信のみとしており、またログも取得しています。その連携は自動的な連携に限定し、職員の意図で不正な連携ができないようにしています。

6つめは、情報の保管・消去時に情報が漏えいなどしてしまうことへの対策です。税情報を保管・消去ができる事業者は、公的機関の認証を受けていることを条件とし、事業者が用意したデータセンターで、サービスが提供されています。また、消去する際には、市職員立会のもと、溶解、破壊を行います。

7つめは、監査についてです。担当部署で、定期的に評価書どおりの運用がされているかを確認しています。

最後、8つめは、教育と啓発です。非常勤や派遣職員なども含め、情報を取り扱う者に研修を行っています。以上が、想定しているリスク、それに対する対策でございます。

(山崎会長)

ここまでで何か質問がございませんか。

(山崎会長)

基本的にここに記載の想定されるリスクというのは、職員が漏えいしてしまうリスクと委託先である事業者が漏えいしてしまうというリスクがターゲットになっているということですか。

(市民税課：神谷係長)

職員がデータを入手するとき、使用するとき、委託先にお問い合わせするとき、情報提供するとき、保管するときそして最後にデータを消すときのリスクを考えています。それに合わせて年に1度自己チェックを行い、職員に対してマイナンバーに対するリスク等の研修を行っています。

(山崎会長)

3頁の(3)の滞納情報ファイルのところでお提供・移転、法定で規定された業務及び期間に対して滞納情報を提供及び移転するとありますが、具体的にはどういうところですか。

(納税課：寄田係長)

滞納処分を行うときに、調査権を持っています。例えば国保年金課の職員でも税の方の差押えの調査が行えるようになります。滞納管理システムは同じシステムが3つ入れているような形になっていて、税のシステムを国保年金課の職員が見に来ることができます。その場合は税

から国保への移転という形になります。このようなことを想定しています。その他岡崎市以外の自治体からの照会というのも稀にあります。

(深津委員)

納税課の方でまずそのような情報を登録してそれを国保の人が見に来る形ですか。

(納税課：寄田係長)

先にどちらが情報を掴むというのは分かりません。例えばある人の破産案件があって裁判所から何か出そうという情報を仕入れた時に、この人は国保も持っているかもしれないという時に調査の先として国保システムを選ぶこともあります。

(深津委員)

同じことを同時に調べているということもあるということですか。

(納税課：寄田係長)

そのとおりです。

(櫻井委員)

資料6の6頁目の(5)のイのところですが、各システム間の自動連携とありますがこれはどういうことですか。

(市民税課：神谷係長)

情報を照会するとき、予め照会可能な項目が決まっていて、それ以外の不必要な情報は照会できない設定になっています。

(櫻井委員)

その照会先が限定されているのですか。

(市民税課：神谷係長)

マイナンバー法で照会できる事務が決まっています。決まっている照会先にしか照会できないようになっています。

(深津委員)

特定個人情報ファイルというのはデータでのファイルという意味ですか。紙媒体のものは指していないのですか。

(市民税課：神谷係長)

ここで言っている特定個人情報ファイルはデータのことですが、紙媒体で管理するものも特定個人情報にはなりません。データも紙も両方を適正に管理するようにPIAは作成しています。

(都築委員)

先ほど想定が職員と委託先の業者ということでしたが、外部からハッカーのような者にアクセスされてしまうリスクはないのですか。あと、故意による漏えいと過失の漏えいの場合の対応について教えてください。

(情報政策課：高平係長)

マイナンバーを扱うようになって、総務省から自治体のネットワークについては、原則インターネットの環境とこのような機微な情報を扱う情報を分離するようという通知がありました。我々が使っているパソコンというのは、直接インターネットにアクセスすることができませんので、外部からアクセスされたとしてもそこには機微な情報は入っていないです。

過失についても、インターネットに繋がっていないものですから例えばウイルスがついたメールを受信してしまって本人が気づかないうちにそのパソコンから情報が流失してしまうことについても内部と外部の環境を分けているので自動的に外部に情報が流れていくことはありません。分離したことによって、外部からの脅威に対する対策というのは一律で対応させていただいています。

(山崎会長)

他に質問が無いようなので、担当課の説明の続きをお願いします。

(市民税課：鈴木主査)

次に審査の観点における考慮内容に対する岡崎市の回答について説明させていただきます。先ほどと資料が変わって申し訳ございません。横向き表形式の「資料7」を御覧ください。

冒頭に、総務文書課から説明させていただきました、「審査項目」について、詳細を説明させていただきます。「資料7」の表の、「中分類」に記載の審査項目が、総務文書課の説明で使用した、「資料2」の2ページ、3ページと同じことが記載してあります。評価書における該当ページは、一番右の列に記載してあります。今回は、この中分類の審査項目ごとに説明いたします。また、資料7の黄色にマーカーされている箇所は、前回の評価時から変更した箇所です。

まず、適合性について、6つの項目を説明します。

1つめは、中分類(1) しきい値判断に誤りはないか、です。岡崎市では被扶養者を含めた人数は30万人を超えるため、30万人が対象の全項目評価書で間違いないということになります。

2つめは、中分類(2) 適切な実施主体が実施しているか、です。本事務に関しましては、財務部市民税課と納税課が行っているもので、複数の評価実施機関に跨る事務ではありません。そのため岡崎市長以外の記載はありません。

3つめは、中分類(3) 公表しない部分は適切な範囲か、です。今回、公表しない部分はありません。

4つめは、中分類(4) 適切な時期に実施しているか、です。評価書を公開した日から5年を経過する前に再実施するよう努めるものとされており、前回の評価書公表は平成27年9月14日でございますので、時期は適切であるといえます。

5つめは、中分類(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか、です。今回の評価書作成にあたり、7月6日から8月6日の一か月間、パブリックコメントを実施しましたので、適切といえます。

6つめは、中分類(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか、です。しきい値判断の結果、全項目評価の対象のため、全項目について検討を行い、記載すべきところは記載

しております。以上が、適合性に係る審査項目の詳細の説明でございます。

次に、2ページを御覧ください。妥当性の6つの項目を説明いたします。

1つめは、中分類(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか、です。この評価書は、事務を実施する市民税課と納税課で作成しており、リスクの高さを承知しておりまして、措置の実施に責任を負うことができます。

2つめは、中分類(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか、です。

項番(8)から(13)については「①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか」の項目になります。こちらは、「評価対象の事務全体の概要」、「個人住民税システム」を始めとする14の全システムの機能や他のシステムとの接続状況、先ほど説明させていただいた3つの特定個人情報ファイルについて具体的に記載しています。また、各システムとの接続状況について事務の内容と合わせて図式化し、分かりやすく具体的に示しています。

項番(14)から(29)については「②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要（特定個人情報の入手・使用・特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転・消去）について、具体的に分かりやすく記載しているか」の項目になります。「課税情報ファイル」、「収納情報ファイル」、「滞納情報ファイル」の3つのファイルの入手理由等については、地方税法等に基づき申告又は申請等により入手している旨を記載しています。また、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、先ほども少し触れましたが、システムの利用、保守、納税通知書等の印字封入封緘作業の委託を行っていることを項番(22)に記載し、再委託については、委託先が再委託の必要性の事項について申請をし、市が許諾した上でないと再委託できません。また、特定個人情報ファイルの他の実施機関への提供、同じ実施機関内への移転の相手先については、全て地方税法・番号利用法・条例などの法令等に基づいて使用していることを記載しています。

3つめは、5ページの、中分類(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているかです。こちらは、人やシステムによって生じるリスクについて、事務のプロセスから判断し、特定を行っています。

4つめは、中分類(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か、です。リスクについては分析を行い、その対策を記載しております。

5つめは、中分類(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか、です。こちらは、5ページから12ページにわたり、項番82まで、詳細な回答を記載しております。

この部分については、リスク対策の内容になります。項番(32)～(39)については、特定個人

情報を入手する際のリスク対策に係るものです。入手をする際のリスク対策として、外部媒体を使用せず、庁内連携システムを介して、最新の住民情報を管理している既存の住民基本台帳システムから移転を受けています。住民基本台帳システムから入手する場合は、特定の権限者以外は操作が行えずさらに操作履歴をとる仕組みのため、個人情報の漏えい・紛失のリスクを軽減しています。紙による税資料については、マニュアルに沿って管理しています。

項番(40)～(48)については、特定個人情報使用の際のリスク対策に係るものです。

先ほども説明しましたが、端末へのアクセスはICカード及びパスワードによるため、権限のある者のみアクセスできるように制御しています。また、操作履歴の記録をとっています。また、職員が事務以外で使用するリスク対策として、特定個人情報の漏えいや目的外利用の禁止についての事件等のケースについて職場で情報共有し、注意喚起をしています。

項番(49)～(56)については、特定個人情報の委託についてのリスク対策に係るものです。委託先において特定個人情報ファイルの閲覧等が必要な場合は、必要に応じて委託側ユーザー用のIDを発行し、本市の職員と同等に操作履歴の監視をしています。委託契約に基づき、業務完了時又は本市の指示があった場合に特定個人情報の返却や廃棄をします。再委託した場合も、個人情報の取扱いについて再委託先においても、委託先と同じ内容を順守させることを契約条件としています。

項番(57)～(61)については、特定個人情報の提供・移転についてのリスク対策に係るものです。移転については、庁内連携システムを介して行っており、庁内連携システムのアクセス制限や操作履歴管理を適切に行っています。

項番(62)～(69)については、情報提供ネットワークシステムとの接続に関するリスク対策に係るものです。情報提供ネットワークは国が構築したもので、先ほども説明したとおり、マイナンバーをそのまま提供するわけではなく、中間サーバー等を介して符号に変換し提供しています。また、LGWAN回線という、都道府県や市区町村などの地方自治体コンピュータネットワークで、行政専用インターネットから切り離された、閉ざされたネットワークを使用しており、よりセキュリティが担保されたものになっています。

項番(70)～(77)については、特定個人情報の保管・消去についてのリスク対策に係るものです。個人住民システムはクラウドサービスのため、事業者によりウイルス対策や不正アクセス防止の対策をとっています。保管期間を過ぎたデータや紙媒体の資料についても、速やかに市職員立会いの下、溶解、破棄等を行っています。

項番(78)～(83)については、特定個人情報ファイルの取扱いについての自己点検・監査等に係るものです。毎年評価書の内容どおりに運用が行われているか確認をしています。職員等に個人情報についての研修も行っています。

最後に、13ページの中分類(12)を御覧ください。個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか、です。こちらも、説明させていただいたとおり、想定しうるリスクを特定し、そのリスクに対するする措置を講じていることを評価書に記載しているため、特定個人情報保護評価の目

的に照らし、妥当であるといえます。

以上が、審査の観点における考慮内容に対する岡崎市の回答でございます。

最後に、再度資料が戻り申し訳ございません。先ほどまで使用していた、「資料6」の7ページを御覧ください。平成27年度に御審査いただいた評価書から、今回の再実施にかけて変更した部分を説明いたします。主な点は6つございます。1つめは、セキュリティ対策の追加です。平成28年度より、外部のインターネットと庁内のネットワークの切り離しや、庁内で扱うファイルを自動で暗号化することとなり、適切なアクセス制御を行うようになりました。また、業務委託先への適切な監督などをするため、契約書の個人情報取扱特記事項を改正しました。こちらの改正は、平成31年4月及び令和2年4月に、行われたものです。岡崎市個人情報保護条例第12条に、委託先に対し、委託する事務の規模、性質等に応じた必要かつ適切な監督等の措置を講ずる必要があると定められていることから、委託先が個人情報を取り扱う場所を「事前報告」から「事前承認」としたり、委託先に確実な教育の実施をさせるため、教育を実施した日付、内容等の記録を義務付けしたり、従来よりも、より厳しい管理体制とする改正内容でございます。

2つめは、情報提供ネットワークシステムによる情報連携について、法令上の根拠を追加しました。

3つめは、寄附金のワンストップ事務を追加しました。これは平成27年度の税制改正で、平成28年度から事務を開始したためです。

4つめは、情報の移転についての根拠法令を、平成27年10月1日制定の「岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に変更しました。

5つめは、情報の移転先に、保健企画課とこども発達相談センターを追加しました。保健企画課は、保健所の窓口業務の委託など、他の課で行っていたこと事務が移管されたこと、こども発達相談センターは平成29年4月にオープンし、障がい福祉課から一部の事務が分かれたことが理由です。

最後、6つめに、過去3年以内に、個人情報に関して発生した重大事故を記載する必要があるということで、平成31年3月に起こった水道修繕工事における個人情報の漏えいについて記載しました。しかし、先日、国の個人情報保護委員会に確認したところ、こちらは「評価実施機関内で起こった重大事故」ということで、水道事業は、個人住民税に関する事務とは評価実施機関が異なるため、記載しなくて良いということが判明いたしました。こちらの資料と評価書には記載がありますが、国の個人情報保護委員会に提出する際、削除させていただきます。

また、それに伴い、先ほどの表の資料、資料7の11ページ項番(72)・(73)につきましても、「事故は発生していないため、記載していない」と訂正させていただきます。

大変長くなりましたが、こちらで、個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価再実施に関する説明は以上でございます。ありがとうございました。

(山崎会長)

担当課からの説明が終わりましたが、各委員の方から、御質問等はございませんか。

(山崎会長)

最後の説明でなぜこれを記載しなくてよかったのかももう一度説明してください。

(市民税課：神谷係長)

評価書の方に「同じ実施機関内で発生した重大事項を記載しなさい」とあります。実施機関については岡崎市個人情報保護条例の第2条の実施機関はどういうものかというところに、実施機関は「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、水道及び下水道事業管理者、消防長並びに議会」とあります。市民税課は市長のところに入っていて情報漏えいは水道及び下水道事業管理者のところになるので、同じ岡崎市ではありますが評価をするのは別であるということです。

(山崎会長)

国が載せなくて良いといったということですか。

(市民税課：神谷係長)

はい。

(山崎会長)

市としてはこんな情報漏えいがあるって、こんな対策をしたからだから大丈夫だよという風にいつてもらえるとありがたいし、言ってもらったほうが良いと思いますがいかがでしょうか。

(事務局：中根)

形としては今市民税課が説明したとおりです。この漏えい事件が市長の部局で起こったものではないものですから、評価書の記載についてはこのような形になります。ただ市としての対応としては、報道機関への発表もしていますし、個人情報保護を所管する総務文書課も事情を聞いたり、対策を確認したりしました。市としては重く受け止めております。ただ、今回の評価書で言うとこれを記載してしまうと市長の部局以外の情報が載ってしまうので、評価書自体の組立がおかしくなってしまうということで御理解いただきたいです。

(山崎会長)

我々が第三者として意見を言うのは資料7ですか、資料9ですか。

(事務局：中根)

資料9を評価いただくのですが、それを判断する物差しとして資料7に基づく分析、回答が市として適切かどうかを判断基準として評価いただきたいです。

(山崎会長)

資料7は市が内部的にチェックしていることで、それについてまだ市のチェックが不足しているのではないかと、こういう点をさらに深めたほうが良いのではないかと等の意見があればこの場で言ってください、ということですか。

(事務局：中根)

そのとおりです。

(都築委員)

資料9の選択肢で特に力を入れている、十分である、課題が残されている等がありますが、「十分である」というのが多いと思いますがこの基準はなんですか。

(市民税課：神谷係長)

システム的なことに関しては、ウイルスが日々進化しているのでそういったことに対しては情報政策課とともに対策をしているので「十分である」を選択しています。全般的に市民税の課題ではないですが、課税資料が岡崎市で年間50万枚紙やデータで届きます。それらをいかに誤りがないように課税をしていきたいのですが、人間なのでミスも発生してしまうこともあります。マニュアルを整備しそのミスを少しでも無くすような体制を取っているので「十分である」とさせていただきます。

(都築委員)

どういうものに照らして実施機関として大丈夫という判断なのでしょうか。

(市民税課：神谷係長)

他市の状況も確認していますし、誤りがあってもマニュアルを整備して対応しています。

(都築委員)

「特に力を入れている」と「力を入れている」の差は何なのかなと思いました。

(市民税課：谷端副課長)

地方公共団体用にガイドライン、逐条解説があります。それに基づき今の選択肢は決めています。

(山崎会長)

「課題が残っている」と選択したところがありますか。

(市民税課：神谷係長)

ありません。

(都築委員)

今日の差替え資料には「特に力を入れている」と選択したところがありますが。

(納税課：寄田係長)

滞納業務については、原則としてマイナンバーを使った事務を行うことがありません。なのでマイナンバーを使っているシステムに比べると物理的なリスクが少なくなるという意味で「特に力を入れている」を選択しました。

(情報政策課：高平係長)

⑤⑥についてはシステムがクラウド形態になっています。システムを売ってくれる業者が持っているデータセンターに機器があって、業者が物理的な対策をしています。その業者は公的機関の認証を経ているような高度なセキュリティレベルの中でサービスを行っているので、「特に力を入れている」とさせていただきます。

(深津委員)

自己点検と監査の項目があると思うのですが、自己点検は具体的にはどのようなことをやっていますか。

(市民税課：神谷係長)

自己点検については、毎年情報政策課から評価書どおりの運用がされているかのチェック項目が届くのでそれで点検をしています。

(深津委員)

市民税課と納税課はそれぞれで確認しているのですか。

(市民税課：神谷係長)

はい。

(深津委員)

点検は個人で行うのですか。

(市民税課：神谷係長)

いいえ。その課の担当が組織としてできているかを点検します。

(深津委員)

委託業者に対しても定期的に行っているのですか。

(市民税課：神谷係長)

委託業者については、契約時に個人情報特記事項というものを結んでいます。責任の体制は整っているか、作業する場所に変更はないか、取扱いの場所は大丈夫か等の確認をさせています。データセンターについても昨年度現地に行き、しっかりと管理されているかを確認しています。

(深津委員)

年に1回とか決まってやっている訳ではないということですか。

(市民税課：神谷係長)

年に1回というわけではなく、それぞれの契約ごとに行っています。

(深津委員)

監査を行うのはどこの部署ですか。

(情報政策課：水越係長)

情報政策課でマイナンバーを利用している部署に対して岡崎市が定めている情報セキュリティポリシーに沿っているかということを確認する監査を行っています。事前に情報政策課から質問項目を出して、その回答を担当課にいただいて、その内容についてヒアリングを行っています。執務室にも確認に行って、ちゃんとした対策が取られているかを確認しています。そこで指摘事項が見つければ、改善点を伝えています。

(深津委員)

今の内容はこの資料に書いてある監査ですか。

(市民税課：神谷係長)

情報政策課の監査というのは、何年に1回かの大きな監査の説明でして、自分がお伝えしたものは年に1回情報政策課からくるチェック項目を確認する自己点検のことになります。

(都築委員)

先ほど実施機関が別という話をされましたが、市民税課では過去このような漏えい事案はなかったのですか。

(市民税課：神谷係長)

1度ありまして、平成29年の5月30日に報道発表をしています。内容は、平成29年個人住民税の課税事務において納税義務者と特別徴収義務者の紐づけを誤り、市民税・県民税の徴収額決定書を送付したところ6名に対して本来送るべきではないところに送ってしまいました。情報としては住所、氏名、マイナンバー、月々の給与天引き額です。

(山崎会長)

これは評価書に記載しているのですか。

(市民税課：神谷係長)

評価書に記載する重大事項というのは情報漏えいが101人以上あった場合とされています。マイナンバー制度が開始されて市民税課としては今説明したような情報漏えいがあったのですが、そのことは評価書の要綱にしたがって記載はしていません。

(都築委員)

重大事項として記載しなければいけないというくくりがあるということですが、その前提としてのリスク分析が必要だと思います。今説明のあったものは誤発送や誤発布だと思うので。リスク分析の一環の中でこうしたケースがあったということは記載した方が良いのではないかと思います。

(市民税課：神谷係長)

こういった漏えいがあったので、マニュアルで手順を改定しています。

(都築委員)

具体的にこういったケースがあるというのが、リスクとしてこの評価書には記載して、分析はしていますか。

(市民税課：神谷係長)

評価書の31頁にマニュアルを整備していきますという記載をしています。個々の内容について記載することができないので、マニュアルを使って処理していきますという記載にとどめています。

(山崎会長)

評価書というのは市がどれだけちゃんとやっています、ということを宣言するものですよね。それに対して第三者である審査会が承認する。承認したらこの評価書は公表する。これについてはどこに公表するのですか。

(市民税課：神谷係長)

個人情報保護委員会と岡崎市のホームページで公表します。

(山崎会長)

市民に対して公表していくものなら、「このようなことがあったが、今は同じようなことが発生しないようにさらに厳重にやっていきます」ということがどこかに記載されていると良いかと思います。

(市民税課：谷端副課長)

今、会長がおっしゃられたとおりでございますが、特定個人情報保護評価書自体が国の個人情報保護委員会で全団体のものが公開されています。ある程度基準を設ける中で今の記載する、記載しないということが決まっていると類推しております。団体ごとで自由に載せてしまうと、ある団体では1件でも記載していて、ある団体では101件以上のものを記載しているということが発生してしまうのでこういった基準が設けられているのかと思います。当然漏えいリスクに対しては事務の見直しを行いながらやっていかなければならないという認識のもとでやっておりますので、御理解いただけると幸いです。

(山崎会長)

今回の評価書の承認・不承認とは別としてそのところは検討していただきたいです。

(都築委員)

先ほど説明いただいた妥当性でいうと、指針の中でも事務の実態に基づいてリスクを軽減しているとありますが、リスクを軽減するための措置は具体的かという説明をされていたと思うので、一定のプロセスの中で、今説明したリスクがあるのであれば、それに対応を具体化するというのが求められるのかなと思います。31頁は入手した個人情報が必要な場合のリスクについては記載がありますが、今の説明は別のリスクだと思いますので場所が違うのかなと思います。何か具体的な内容が書かれているのかなというのが気になりました。この箇所では具体化されているということであれば、そういうことなのかなとも思いますが。

(市民税課：神谷係長)

先生がおっしゃられたように使用している方のマニュアルにも入れるべきなのではないかと自分も思いましたので、そこは修正したいと思います。使用する段階での誤りということなので。

(山崎会長)

そういう風に検討していただくということで、検討した結果があればまた教えていただきたいです。それでは最後の修正箇所を修正していただく前提として適切なものであると判断してよろしいでしょうか。

(櫻井委員・深津委員・都築委員)

同意。

(山崎会長)

それでは、次に事務局から昨年度の岡崎市情報公開及び個人情報保護条例の実施状況について報告してください。

(事務局：入江)

それでは、令和元年度の岡崎市情報公開及び個人情報保護条例の実施状況について、説明いたします。資料を1枚めくっていただきまして、まず1ページ目の岡崎市情報公開条例の実施状況

から説明させていただきます。1の表を御覧ください。令和元年度の公文書開示請求件数は343件でした。平成30年度が247件ですので96件増えたこととなります。

処理状況につきましては、全部開示が159件、一部開示が156件、非開示が16件、取り下げが12件でございます。

続きまして、2の表を御覧ください。実施機関別の件数内訳となります。資料には掲載していませんが、中でも請求が多かった課は建築指導課で35件でした。次いで水道浄水課で21件、保健企画課が18件でした。建築指導課の35件の請求の内訳としては、2ページ以降に個々の請求の詳細を掲載していますが、8ページの49番などの「建築計画概要書」の請求が19件、9ページの59番などの「建設リサイクル法の届出」の請求が13件で、この2つの請求で大半を占めています。次いで2番目に多かった水道浄水課の請求の内訳としては、7ページの42番にあるような、「男川浄水場更新事業」について、ある特定の者からその契約書などの請求が16件ありました。次いで3番目に多かった保健企画課の請求の内訳としては、2ページの9番にあります病院、診療所（歯科を含む）の何月中に受理した廃止届という請求が大半を占めていまして、特定の業者から毎月請求がありました。

また、平成30年度から96件増えた理由としては、19ページの142番から174番というところに記載があるように「市内施設のテレビ設置状況及びNHKの契約」に関する請求があり、1つの請求に対して33課から開示決定をしました。

また、さきほどの水道浄水課に対して16件請求をした者からの合計35件の請求がありました。

1ページに戻っていただき、3の表を御覧ください。非開示理由の内訳でございます。第7条第3号（事務活動情報）に該当し、非開示としたものが105件と最も多くなっております。次いで第7条第2号（個人情報）に該当し、非開示としたものが98件となっております。なお、開示請求1件の決定に対して、非開示理由が重複して該当する場合がありますため、非開示理由の件数は、一部開示及び非開示とした合計を超えています。

おめくりいただきまして、4の「開示請求内容と処理状況」でございますが、こちらは2ページから38ページに個々の請求内容を掲載しております。先ほど請求が多かったものについてはかいつまんで説明いたしました。それ以外の部分につきましては、またお時間のあるときに御覧ください。

続きまして、38ページの5「審査請求」につきましては1件ありました。

内容としては、令和元年11月1日に御審議いただいた、「ボランティアセンター及び会議室の利用に関するアンケート回答用紙及び集計表」についての審査請求です。以上が、情報公開条例の実施状況の説明となります。

続きまして、令和元年度の岡崎市個人情報保護条例の実施状況について説明いたします。資料39ページを御覧ください。まず、1の個人情報取扱事務の届出件数ですが、昨年度末時点での届出件数は合計で595件ございました。これは個人情報を取扱う事務を行う場合に、その事務ごとに届け出いただいているものです。

続きまして、2の表を御覧ください。個人情報保護条例に関する開示請求は40件でした。平成30年度は、55件でしたので、15件減ったこととなります。処理状況につきましては、全部開示が17件、一部開示が17件、非開示が6件、取下げは0件でした。

続きまして、3の表を御覧ください。実施機関別の件数内訳でございます。資料には掲載しておりませんが、中でも請求が多かった課としましては、介護保険課が13件と最も多く、次いで家庭児童課が6件でございます。介護保険課の請求は、40ページの4番にあるような内容でして、亡くなられた親の介護認定に係る開示請求が主なものでございます。また、家庭児童課の請求は、同ページ7番にあるような内容でして、6件すべてが相談記録及び相談カードでした。

続きまして、39ページの4の表になりますが、非開示理由の内訳になっております。第17条第2号（個人情報）に該当するとして非開示としたものが11件と最も多くなっております。次いで第17条第6号（事務事業情報）及び不存在に該当し、非開示としたものが同じで6件となっております。

なお、開示請求1件の決定に対して、非開示理由が重複して該当する場合がありますため、非開示理由の件数は、一部開示及び非開示とした合計を超えています。

続きまして、5の「開示請求内容と処理状況」につきましては、40ページから42ページに個々の請求内容を記載しております。またお時間のあるときに御覧ください。

続きまして、43ページの6「是正の申出」及び7「審査請求」につきましてはありませんでした。以上が、個人情報保護条例の実施状況の説明となります。

ここまで、説明させていただきました内容の概要を、市政だより7月1日号に掲載いたしました。また詳細につきましてもホームページ及び市政情報コーナーで閲覧できるようになっております。御報告は以上でございます。

（山崎会長）

各委員の方から、御質問等はございませんか。ないようですので、次に中消防署から国保年金課への個人情報の目的外提供の経過報告をお願いします。

（事務局：櫻木）

昨年度審査会場で御審議、御承認をいただいた中消防署から国保年金課への救急搬送データの目的外提供ですが、今年度4月から情報提供を開始しましたので、その経過を報告します。

各月のデータ受領件数は表のとおりです。まず、データAとして岡崎市在住の75歳未満の人のデータをもらいます。その後、国保年金課で国保加入者かどうかを確認し、国保加入者の情報をデータBとしてもらいます。結果ですが、下の表を御覧ください。データBで消防から情報提供を受けたデータをレセプトのデータと突合せさせます。突合したデータの中で、まだ相談がない案件については、照会を行いました。4月5月に照会した8件のうち1件が第三者求償の届出対象者だということが分かったため、現在届出を依頼中です。残りの7件については、相手方に責任がない事故や自損事故で届出が不要なものでした。御報告は以上でございます。

（山崎会長）

本日はここまでにしたいと思います。以上で令和2年度第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

令和2年11月2日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山 崎 浩 司